

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年 12 月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200193号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2200014号

第1 結論

昭和55年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年1月

会社退職後の昭和55年2月(春頃)に夫がA社会保険事務所(当時)の窓口で私の国民年金任意加入の手続きを行い国民年金保険料の支払をした際、窓口の男性職員から1か月抜けた期間があると言われ、さらに1か月分の国民年金保険料を窓口で支払った時、同職員から、未納期間はこれではなくなると言われた。しかし、請求期間の国民年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい旨の訂正請求を行ったところ、記録の訂正はできない旨の通知を受け取った。前回の訂正請求の結果に納得できないので、再度審議の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が所持する国民年金手帳及びB市の国民年金被保険者名簿から、請求者が昭和55年2月2日に任意加入被保険者として、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続きは、同日に行われたものと認められること、ii) 請求期間については、請求者の配偶者が厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金の任意加入が可能であった期間であるが、請求期間当時の国民年金法(昭和34年法律第141号)附則第6条第1項及び第2項によると、任意加入被保険者はその申出をした日に被保険者の資格を取得する旨規定されており、制度上、国民年金の加入手続きを行った月より前に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできず、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び請求期間においてB市で払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による全件調査を行ったものの、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に令和3年7月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、昭和55年2月(春頃)にA社会保険事務所において国民年金

保険料を納付した際に当該事務所の職員から収入証紙を用意する旨の発言があったという代理人である請求者の夫の記憶を加えて、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、C年金事務所は、請求期間当時の国民年金保険料の納付方法は印紙検認方式ではなく納付書方式である旨陳述しており、請求者の夫の当該記憶が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間について、請求者が国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。